

府中町広告掲載基準の判断基準

平成18年12月18日
平成21年 6月25日 改正
平成23年12月 7日 改正
平成26年 2月17日 改正
平成29年 4月 1日 改正
令和 元年 6月 7日 改正
令和 元年12月 4日 改正

この基準は、府中町広告審査基準（平成18年8月2日制定）第7条の規定に基づき、本町の有料広告の掲載に係る適否の判断に必要な個別の基準を定めるものとする。

1 府中町広告掲載基準第4条により規制される広告に関する個別判断基準

区分	条文	内容
第4条第1号に規定するもの	法令に違反し、又はその疑いのあるもの	ア 法令等及び本町の条例・規則等に違反するもの又はその疑いのあるもの イ 法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
第4条第3号に規定するもの	政治性のあるもの又は選挙に関するもの	ア 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。） イ 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）
第4条第4号に規定するもの	宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの	ア 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの イ 迷信又は非科学的なものに類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
第4条第5号に規定するもの	人権侵害、差別又は名誉毀損となるもの又はそのおそれのあるもの	ア 人の人格・身体・思想等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの イ 人の人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するもの又はそのおそれのあるもの ウ 人又は法人等の名誉を毀損するもの又はそのおそれのあるもの エ 性別による差別的取扱い、固定的な役割分担等を連想させる表現を用いているもの
第4条第7号に	投機心、射幸心をあおるもの又	ア ゆきすぎた懸賞・賞品を提供し、投

規定するもの	はそのおそれのあるもの	機心をあおるもの又はそのおそれのあるもの イ「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等の表現で射幸心をあおるもの又はそのおそれのあるもの
第4条第8号に規定するもの	内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれのあるもの	ア 根拠のない「世界一」、「一番安い」等の誇大な表現のあるもの イ 割引価格で対象となる元の価格の根拠が明示されてないもの
第4条第10号に規定するもの	消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの	ア 虚偽の内容を表示するもの イ 法令等で認められていない業種・商品等を表示又は是正するもの ウ 国家資格等に基づかない者が行う療法等に関するもの エ 責任の所在が明確でないもの オ 広告の内容が明確でないもの カ 国、地方公共団体その他公共の機関が広告主又はその商品やサービスを推奨、保証、指定等をしているような表現のもの
第4条第11号に規定するもの	青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの	ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現 ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現 エ ギャンブル等を肯定するもの オ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

2 業種ごとの個別判断基準

業種	内容	根拠法令等
語学教室等	安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しな	

	い。	
学習塾・予備校・専門学校等	<p>ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する（確実な証拠資料が必要）。</p> <p>イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。</p>	
外国大学の日本校	日本の学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学でない旨を明確に表示する。	学校教育法
資格講座	<p>ア 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならぬという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示する。</p> <p>イ 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用せず、当該資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示する。</p> <p>ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。</p> <p>エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。</p>	
病院・診療所・助産所等	ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7及び獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規定	医療法第6条の5又は第6条の7及び獣医療法第17条

	<p>により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示はしてはならない。</p> <p>ウ 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される等その効果を推測的に述べることはできない。</p> <p>エ マークを表示することはできるが、そのマークが示す内容を文字により併せて表記しなければならない。また、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。</p>	
施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)	<p>ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。</p> <p>ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)の広告は掲載できない。</p>	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条
薬局・薬店・医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具(健康器具、コンタクトレンズ等)	広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。	
健康食品・保健機能食品・特別用途食品	広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。	

介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービスその他高齢者福祉サービス等	<p>ア サービス全般（老人保健施設を除く）</p> <p>(ア) 介護保険法に規定する介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>(イ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>(ウ) 利用にあたって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>イ 老人保健施設 介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>ウ 有料老人ホーム</p> <p>(ア) 有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年7月18日付け厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。</p> <p>(イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。</p> <p>(ウ) 有料老人ホームに関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。</p> <p>エ 有料老人ホームの紹介業</p> <p>(ア) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>(イ) 利用にあたって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p>	介護保険法 介護保険法第98条 有料老人ホームに関する不当な表示
--	--	--

不動産事業	<p>ア 広告掲載主体に関する表示には、名称、所在地、連絡先、認可免許証番号等を明記する。</p> <p>イ 不動産の売買や賃貸の広告には、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>ウ 不動産の表示に関する公正競争規約（平成17年公正取引委員会告示第23号）による表示規制に従う。</p> <p>エ 契約を急がせるような表示のものは掲載しない。</p>	
ウイークリーマンション等	営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。	
トランクルーム及び貸し収納業者	<p>ア 「トランクルーム」との表示には、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第25条の規定により認定を受けた優良トランクルームであることが必要。また、その旨を表示すること。</p> <p>イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、次の主旨を明確に表示すること。</p> <p>例：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく"トランクルーム"ではありません。」等</p>	
墓地等	都道府県知事等の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。	
弁護士・公認会計士・税理士等	掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、顧問先又は依頼者名の表示はしない。	
人材募集広告	ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していること。	

	<p>イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲載しない。</p> <p>ウ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。</p>	
旅行業	<p>ア 社団法人日本旅行業協会又は社団法人全国旅行業協会の会員に限る。</p> <p>イ 登録番号及び所在地等を明記する。</p>	
通信販売業	<p>ア 会社の概要及び商品カタログ等を検討し、本町が妥当と判断したものに限り掲載する。</p> <p>イ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条に規定する表示事項はすべて表示すること。</p>	特定商取引に関する法律第11条
雑誌・週刊誌等	<p>ア 適正な品位を保った広告であること。</p> <p>イ 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。</p> <p>ウ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。</p> <p>エ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。</p> <p>オ 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。</p> <p>カ 公の秩序や善良な風俗に反</p>	

	する表現のないものであること。	
映画・興業等	<p>ア 暴力、ギャンブル、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。</p> <p>イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>ウ 前各号に掲げるもののほか、青少年に悪影響を与えるおそれがあるものは掲載しない。</p> <p>エ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。</p>	
古物商・リサイクルショップ等	<p>ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。</p> <p>イ 一般廃棄物処理業に関し、次の事項に留意すること 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に定める一般廃棄物処理業に係る許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。</p>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条
結婚相談所・交際紹介業	<p>ア 業界団体に加盟していること。</p> <p>イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>ウ 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークを取得している等）。</p>	
労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	<p>ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>イ 主張の展開及び他の団体に</p>	

	対して言及（批判、中傷等）する出版物の広告は、掲載しない。	
募金等	<p>ア 募金内容は、社会福祉事業のための寄附金募集に限る。</p> <p>イ 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けている旨を明確に表示する。</p> <p>ウ 次の主旨を明確に表示すること。</p> <p>例：「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」等</p>	
質屋・チケット等再販売業	<p>ア 個々の相場、金額等の表示はしない。</p> <p>イ 有利さを誤認させるような表示はしない。</p>	
宝石販売業	虚偽の表現に注意すること。 例：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない。）等	
酒類製造販売業	未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。例：「お酒、飲酒は20歳を過ぎてから」等	

3 その他、表示について注意を要するもの

区分	内容	根拠法令等
割引価格	割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。	
比較広告	主張する内容が客観的に実証されていること（根拠となる資料が必要）。	
無料で参加・体験できるもの	費用が掛かることがある場合、その旨を明示すること。	
責任の所在、内容及び目的が不正確な広告	広告主名（屋号を含む）、所在地及び連絡先を明示する。ただし、広告主のホームページ（広告主の法人名、所在地、連絡先その他の広告主の情報を表示しているものに限る。）へアクセスする	

	ことができる場合においては、所在地及び連絡先を省略することができるものとする。	
肖像権及び著作権	無断使用がないか確認すること。	